

## 翻刻『松ヶ丘山崎家略譜稿本』⑫

### Ⅱ 千三郎の事績Ⅱ

〔※文中の■は読めなかった文字です。〕

#### チ 第八世山崎千三郎君事蹟

第八世千三郎君は第六世万右衛門君の三男として、安政二年三月十七日南西郷松ヶ丘の邸に生れ、先代徳次郎君の異母弟たり。明治三年四月徳次郎君の隠居に依り後を承けて戸主となる。若くして心を公益に注ぎ、就中社会教育と交通運輸機関の不備を慨き、之か改善發達の為には資財を惜まず、明治十九年東海道鉄道布設の發案さるゝや、其の通過地域の内容静岡浜松間は海岸に沿ふて建設せられんとするの風聞を探知し、河井重蔵氏と共に謀り国道に沿ふて布設せらるへき運動を起し遂に成功したり。又当時掛川森岡町間の道路險悪なるを憂ひ、之か改築を計画し巨費を投して私設道路を造り、明治二十三年三月起工、同二十五年十二月を以て竣功し、更に此の改良道路を利用して馬車鉄道を布設せんとし、明治廿六年十一月其の手續に及ひたりしか、尚之に甘んずること能はずして、明治二十八年十二月掛川二俣間鉄道経営を計画し、或は大井川疎水事業を計画する等、巨万の資を投じたること枚挙に遑あらず。以下遂次前記の手續書等を摘録して同君か如何に公益に専念せしかを後昆に知らせしめむとす。

当山崎家は文化十年十一月太田侯より御用達出精に付苗字御免の御墨付を拝領し、続て安政五年十二月第七代徳次郎君相続の際先代に賜はりたる扶持米廿五人口を其の俣下され且つ苗字帯刀御免ありしが、幕府政権を奉還するや、明治三年御布告に依り平民に苗字を差許されたるにより、明治四年正月静岡藩庁より改めて目錄を以て羅紗羽織地一を下賜せられたり。

因に帯刀は明治九年三月廿八日太政官布告第三号を以て禁示の令仰出されたる也

第二十区戸長山崎千三郎

兼学区取締申付候事

明治六年二月廿四日

浜松県

第三大区壹小区南西郷村戸長申付候事

明治六年四月十七日

浜松県

山崎千三郎

学区取締差免候事

明治六年六月十三日

浜松県

山崎千三郎

佐野郡南西郷村  
亀ノ甲村戸長申付候事

明治十二年三月卅一日

静岡県

明治十九年の頃政府に於て東海道鉄道敷設を発表せらるゝや牧ノ原隧道の難工事なるを恐れ、政府は静岡浜松間を焼津より海岸に沿ふて中泉に出でんとするの設計を為し準備略は完成愈々着手せんとせし時、千三郎君は地方の發達利便を熱望するの余り之を黙視するに忍ひすとなし、河井重蔵氏と議り之を国道に沿ふて敷設すへ

しとの設計變更運動を起し、其の筋に向て極力陳情に努め、実地の調査を遂げて当局に肉迫したる為め、鉄道当局大に鑑みる所あり再測量を為すべく意思變更せられしと見え、十月十七日戸川深見と云へる人の千三郎君に致せる書状中に近日技手測量是は全く御尽力の結果云々とあり。

斯くして遂に既定の方針を變更して願意を採用するの止むなきに至れり。明治二十年五月金原明善翁より千三郎君に致せし書簡中には、既に国道に沿ふて布設の事に決定せる旨の文言あり。其の劳苦想像に難からず。此の事は山崎覚次郎博士著貨幣瑣話にも鉄道小話として載せられたるも、其の陳情の概要を記述すれば左の如し。

#### 東海道鉄道線路之儀ニ付上伸

東海道鉄道敷設之儀曩キニ閣令第二十四号ヲ以テ公布相成候而ヨリ本県民人頸ヲ延テ其敷設ノ迅速ナランヲ希望セサルハナシ蓋シ鉄道ハ文明開発ノ利器ニシテ邦家進歩ノ關鍵タリ之レカ敷設ノ迅速ナランヲ希望スルモノ固ヨリ怪訝スルニ足ラスト雖モ本県下ノ民ニ殊ニ之ニ着目シ囑望スル所以ノモノハ何ソヤ偏ニ敷設ノ沿道地方ニ關係シテ大ニ利害ヲ有スルモノアルニ由ル事ト被存候某等亦深ク着目シ広ク属望スル所ノ民人タリ熟々惟ルニ此機会タル千載ノ一時沿道地方将来ニ盛衰浮沈ヲ来ス所以ノモノ尽ク収メテ今日ノ機会ニ在リ沿道地方民人タル者徒ラニ収手傍觀スヘキノ時勢ニ非サルナリ宜シク其ノ利害ヲ討究シ上ハ以テ当路者参考ノ万一二得ン下ハ以テ吾人民人ノ幸福ヲ全フセサル可ラス某等茲ニ東海道鉄道敷設線路ノ儀ニ付考慮ヲ運スニ是レ誠ニ至重至大ノ事件ニシテ必スヤ其利害ヲ討究シ上ハ以テ当路者参考ノ万一二供シ下ハ以テ吾人民人ノ幸福ヲ全フセサル可ラサル者ナルヘクト被存候 曩者閣令東海道鉄道ノ敷設ヲ天下ニ示シテ未タ鉄道線路ノ方向ヲ公ニセズ思フニ夫レ予ノ実践調査セラレタル処アルナラン思フニ夫レ深思熟慮沿道地方ノ利害ヲ討究セラレタルアルナラン

某等謹而惟ルニ駿河国静岡宿ヨリ遠江国浜松宿ニ至ルノ地方ニ於テ鉄道ヲ敷設スルニ当リテハ從來ノ街道宿駅筋ニ由リテ之ヲ達スルノ方法アルハ申スニ不及或ハ又南海岸ニ出テ海洋ニ沿フテ之ヲ成スノ手段モ亦無之ニ非サルヘシ而シテ其ノ之ヲ街道宿駅筋ニ由リテ達スルト又之ヲ南海海岸筋ニ随テ通スルトノ二者ヲ比較候時ハ沿道地方民人ノ利害得失否安危休戚ニ関係スルヲ誠ニ至重至大ナルヘクト勘考仕候仍リテ某等頃日会同評議仕候処某等管見ノ在ル処ヲ以テセンニハ

從來ノ東海道宿駅筋ニ由リテ鉄道ヲ敷設スルハ沿道地方民人ニ取リテ大利益タルハ申ス迄モナク兼而又東海道鉄道敷設ノ趣旨ニ協ヒ東海道将来ノ經濟ニ得ル所アリ而シテ国家行政上ノ都合ニ便利ヲ享クル所ハ誠ニ言語ニ尽シ難キモノアルヘシ

ト奉存候試ミニ之カ理由ヲ開陳仕某等ノ意見ヲ上申スルモノアラントス

第一 東海道鉄道ヲ宿駅筋ニ由リテ通スルトキハ沿道地方民人ノ大利益タルヘキヤ疑ヲ容レス蓋シ駿州藤枝同島田遠州金谷同日坂同掛川同袋井同見付等ノ各宿駅が今日其ノ地位ヲ保チ得ル所以ヲ觀察スルニ何レモ其ノ地方ニ於テ著名ナル物産工業等アルガ故ニ非シテ從來ノ街道宿駅タルノ余沢ヲ受ケ物産運輸ノ中心人間往来ノ伝舎タルニ是レ由ルモノナリ去レバ今般敷設サルヘキ鉄道路ニシテ此等各宿駅ヲ經過セズトセン乎物産ノ運輸モ最早之ヲ中心ト頼マサルヘク人間ノ往来モ最早之ヲ伝舎トハ認メサルニ至ラン取リモ直サス各宿駅カ今日ノ地位ヲ保チ得ル所以ノ原因ヲバ除キ尽スニ当リ各宿駅ハ焉ンソ能ク其ノ今日ノ地位ヲ保チ得ルヲナサン哉忽チニシテ衰微ヲ招クニ至ラン火ヲ見ルヨリモ尚明ラカナリ其有様ハ曾テ三百諸侯ノ城下タリシ地方ガ維新ノ一挙ニ繁華ノ原因ヲ除カレタルガ為メ一朝ニシテ疲弊ノ状ヲ見ルニ至リタルト一般ナランノミ但シ地方ニシテ其固有ノ物産工業ニ富ムモノアリトセハ則チ物産工業ノタメニ從來ノ繁華ヲ維持シ得ヘシト雖

モ之レナキノ地方ニ在リテハ何レモ衰微ニ趣クノ外ハナカルヘシ然ルニ今此ノ形勢ニ反シテ鉄道線路各宿駅ヲ經過スルヲトセン乎則チ其ノ将来ニ影響スル所ハ甚タ前者ト異ルモノヲ見ルニ及ハントスルナリ何トナレバ鉄道線路ニシテ各宿駅ヲ經過スルヲトセバ各宿駅ハ從來東海道ノ街道ノ宿駅タリシモノヲ変シテ将来東海道鐵道ノ宿駅トナスノミニシテ依然物産運輸ノ中心タリ依然人間往来ノ伝舎タリ而シテ此ノ物産ト云ヒ人間ト云フモノ啻ニ從來此ノ各宿駅ニ輻輳シタルモノヽミニ止マラズシテ更ニ大ニ其数ヲ増シ其境ヲ広ムルニ至ラン則チ從來ハ街道近傍及ヒ街道北方ニ当レル地方ノ物産ト人間トガ輻輳シタルモノ今後ハ更ニ街道南方ノ海岸各地ニモ及ホスヘク思ハル其所以ハ鐵道敷設ノ上カラハ其速度ニ其賃錢ニ海運航通ノ便利ヲ凌カサル可ラサルヲ固トヨリナルヲ以テ自カラ船運ノ廢タレテ鐵道ノ運搬之ニ代フルノ勢アルヘキヲ以テ南海岸各地ヤ亦此ノ形勢ニ刺衝サレ次第ニ從來ノ街道宿駅筋ヲ物産人間ノ輻輳場ト頼ムニ至ルヘキナリ如此ニシテ各宿駅ノ繁盛ハ以前ニ倍シテ活發ナルヲト思ハル某等惟ルニ本県下ノ物産中ニ在リテ製茶、椎茸、綿、米穀其他著名ナルモノハ主トシテ藤枝ヨリ見附ニ至ルノ間各宿駅ノ南北ニ生スルモノタルヲ以テ此等各宿駅ノ盛衰ハ取りモ直サス我カ静岡県下全体ノ盛衰ナリ各宿駅ヲシテ從來ノ位地ヲ保タシムルノミナラス進ンテ其繁盛ヲ倍スルニ至ラシメンニハ是レ則チ静岡全県ノ大利益ナリト云ハサル得ス且ツ各宿駅ヲ一個々々ニ取りテ之ヲ觀察セハ或ハ一小村落タリトナシテ省ミサル者モアルヘシト雖モ藤枝島田金谷日坂掛川袋井見附ノ七宿駅ヲ合シテ之ヲ算セン乎則チ戸数一万ヲ出テ人口五万ニ上リ之ヲ静岡宿ニ比スルニ勝ルヲアリテ讓ルヲアササルノ一大都会タリ東海道鐵道ヲ敷設スルニ際シ焉ンソ此ノ一大都会ヲ度外ニ視ルヲアルヘキ哉某等誠ニ沿道地方ノ利益ハ之ヲ忽諸ニ附シ去ルヘキモノニ非サルヲ知ル矣

第二 東海道鐵道ヲ宿駅筋ニ由リテ通スルトキハ東海道鐵道敷設ノ本旨ニ協フヘキヤ疑ヲ容レス某等謹テ閣令第二十四号別紙甲号

ニ於テ鐵道局長ノ具狀セラレタルモノヲ視ルニ曰ヘルアル抑モ中  
仙道ニ鐵道ヲ布設セント欲スル目的ハ蓋シ主義ノ大ナル者アラン  
乎然トモ先ツ東京ト京坂間トノ連絡ヲ通スルニ在リ而シテ沿道從  
來偏僻ノ地ニ運輸ノ便ヲ与ヘ兼ネテ荒蕪ヲ墾キ物産ヲ繁殖セント  
スルニ在リ今測量ノ実績ニ由リ之ヲ熟考スルニ線路ノ經由スル所  
山腹ヲ洞シテ行クニ非サレハ必ス窮谷ニ沿フテ走ル之ヲ概言スレ  
バ全部隧道ト称スルモ亦可ナリ加旃其土地タタル礪确不毛ニシテ  
到处究郷僻邑ナラサルハナク接近ノ村落ニタモ相往来交通スルノ  
便少ク地形ノ險工事ノ難固トヨリ避ケサル所ナリト雖モ莫大ノ巨  
額ヲ費シテ之ヲ經營スルモ竟ニ徒勞ニ帰シ曾テ其功用ヲ見ス併セ  
テ鐵道ノ価格ヲ失フ之ヲ譬フルニ聾者ニ鐘鼓ヲ与ヘ聵者ニ利器ヲ  
貸スト異ルヲナシ況ンヤ殖産開墾ノ業固ヨリ言ヲ待タサル所ナリ  
云々具情富ノ要ヲ摘ムテ之ヲ云ヘハ中山道鐵道ノ本旨タル一ニハ  
則チ東西兩京間ノ連絡ヲ計リ一ニハ則チ沿道地方ノ開發ヲ計ルニ  
在リ而シテ中山道ノ線路タル或ハ則チ險峻崎嶇或ハ則チ沿道荒蕪  
二者共ニ其ノ目的ヲ達ス可ラサルニ由リ之ヲ東海道ニ改移セラレ  
タルヲト思ハル然レハ則チ東西連絡ト沿道開發トハ東海道鐵道敷  
設ノ本旨中ニ在リテ二者相須チ双輪双翼相離ル可ラサルナリ今  
夫レ東海道鐵道ノ工事ヲ起スニ当リ東西ノ連絡ヲ迅速ニ達センガ  
為メニハ線路常ニ險峻ヲ避クヘキハ固トヨリ言ヲ待タサル所ナリ  
ト雖モ只管線路ノ平易ヲ計リテ絶エテ沿道地方ノ開發ヲ慮ラサル  
トキハ誠ニ中山道ヲ避ケテ東海道ニ移シタル主旨中既ニ業ニ其ノ  
二分ノ一ヲ失フニ至ルヘシ今夫レ静岡宿ヨリ浜松宿ニ達スルノ線  
路ヲ取リテ之ヲ南海岸ニ敷設スルヲトセン平仮令其道路ハ平易ニ  
シテ工事ハ容易ナルヲ或人ノ説ク所ト違フヲナシトスルモ之カ沿  
道地方ノ景狀如何ヲ察スルトキハ茫々タル原野ナリ只山腹ニアラ  
サルノミ渺々タル砂漠ナリ只窮谷ニ非サルノミ到ル処窮郷僻邑ニ  
シテ鐵道局長カ中山道ヲ評言セラレタルト同一般ノ事狀ナリトセ  
バ取りモ直サズ東海道鐵道敷設ノ本旨二分ノ一ヲ失フノ道理ナリ  
此ノ荒原ト砂漠トヲ故ラニ經過スルニ当リテハ其ノ之ヲ故ラニ經

過センムルノ大利益ナカル可ラス而シテ此ノ大利益如何ト觀察スルニ某等ノ見ル処ニテハ荒原ト砂漠トハ鐵道敷設ノ後数年ニシテ則チ之ヲ沃野豊穰ニ改ムルコト未タ達シ得ベキニ非スシテ是レ則チ大利益ナリト称スヘキモノアルヲ知ル能ハサルナリ之ニ反シ宿駅筋ニ由リテ線路ヲ通スルトキハ沿道地方ノ開發驟々乎トシテ見ルヘキモノアルヲ上段既ニ陳述スル所アリタルカ如シ況ンヤ且ツ南海岸ノ道路未タ曾テ或人ノ説クカ如ク平易ナルニ非スシテ或人ノ頻リニ苦慮スル所ノ小夜中山ヲ通スル事タル決シテ絶無ノ望ニ非サルニ於テオヤ（後段ニ詳述ス）故ニ曰ク東海道鐵道ヲ宿駅筋ニ由リテ通スルトキハ鐵道敷設ノ本旨ニ協フモノナリト

第三 東海道鐵道ヲ宿駅筋ニ由リテ通スルトキハ鐵道将来ノ經濟ニ得ル所アルヘキヤ疑ヲ容レス蓋シ惟ルニ政府ノ東海鐵道ヲ敷設セラルゝ本旨タル東西連絡ト沿道開發トニ在リテ所謂公益ノ事業タリト雖モ鐵道ノ經濟トシテハ得ル所常ニ失フ所ヲ償ハサル可ラス或ハ一時失フ所アリトモ将来大ニ得ル所ナカル可ラサルナリ若シ夫レ線路ヲ南海岸ニ取リテ原野砂漠ヲ往来スルトキハ勢ヒ常ニ乗客積荷ニ乏シキノ車輛ヲ運轉スルノ有様トナラン乗客積荷ニ乏シキノ車輛ヲ運轉シテ鐵道ノ經濟ヲ永遠ニ維持セント欲スルモ抑モ亦難シ之ニ反シ宿駅筋ニ由リテ線路ヲ通スルトセン乎沿道ノ物產運輸ヲ要スルモノ地方ノ民人往来ヲ急クモノ陸続トシテ輻輳シ車輛盈々常ニ容ルゝノ地ナキニ苦シムニ至ラントス東海道鐵道ノ經濟識者ヲ俟タズシテ充分ニ之ヲ了知スルニ難カラサルヘキナリ

凡ソ長程ヲ通スルノ鐵路ハ之ニ積荷ヲナシ乗込ヲナスノ客ヲ以テ鐵路ノ極端ヨリ極端ニ趣ク者ト認ム可ラサルナリ必スヤ亦中間ノ駅程ヲ往復スル者甚タ多シ殊ニ我藤枝ヨリ見付ニ至ルノ地方ハ啻ニ我力静岡県下ニ於テ物產人口ノ繁盛ナル地方ナルノミナラズ実ニ東海道全道ノ中央タリ此ノ宿駅ノ間ヲ往来スル客數固ヨリ些少ニ非サルヲ知ル

第四 東海道鐵道ヲ宿駅筋ニ由リテ通スルトナストキハ政府行

政ノ都合ニ於テ便利ヲ倍スヘキコト蓋シ疑ヲ容レサルナリ是素トヨリ当路者ノ夙ニ察知スル所タルヲ信スト雖モ試ミニ某等ノ見ル所ヲ以テ開陳センニ總ヘテ官衙ノ位置ヲ定ムルハ人口稠密産業繁盛ニシテ加フルニ四通五達ノ便アリテ社会交通ノ中央タルノ地位ニ由ラスンバアラス是レ警察署ニ郡役所ニ郵便局ニ教育衛生其他百般施政ノ措置ヲ要スル所ノモノハ聚メテ今日ノ各宿駅ニ存在セシムル所以ナリ然リ而シテ今後鐵道ノ線路ハ宿駅ニ由ラスシテ海岸ニ出ツルトナランニハ交通往復ノ便利ハ海岸ニ帰シ而シテ人口ト物産トハ依然各宿駅ニ在リ行政官衙ヲ海岸線路ニ由リテ設置セン乎則チ事務ヲ扱フニ便利ナリト雖モ扱フヘキノ事務殆ント之レナカラントス行政官衙ヲ各宿駅ニ設置セン乎則チ扱フヘキノ事務ハ多端ニシテ之ヲ処スルノ便利ニ欠クル所アリ是レ皆一二人口物産ト交通往来トノ關係ヲ遮断シタルニ由リテ生スルノ結果タルニ非サルハナシ今夫レ東海道ノ鐵道ヲシテ從來ノ街道筋ヲ經過セシムルトナサンニハ人口物産ト交通往来トノ關係ヲ保持シテ行政上ノ都合ヲ便利ヲ得ルヲ蓋シ至大ナリ警察ノ事務ヲ処スル郡區ノ民政ヲ断スル駅通ノ通信ヲ保スル一トシテ迅速ヲ貴ハサルハナシ是レ此ノ宿駅鐵道線路ハ諸般ノ事務ヲ挙クルニ迅速ヲ得セシムル所以ニシテ政府民人共ニ其福利ニ頼ルヲ言フ可ラサルモノアラントス且ツ夫レ人口稠密物産輻輳ノ都會ヲ連絡スルニ迅速急要ナルノ鐵道線路ヲ以テセハ事務ノ舉ルニ從テ吏員ヲ汰シ冗費ヲ節スルヲ得ヘク官衙ノ数モ之ヲ減少シテ不都合ナキニ至ルヘシ其ノ行政費用ノ減少ヲ致シテ遂ニ国税地方税ノ節減ヲ来スヲ夫レ幾何ソヤ某等又思フ從來ノ東海道ニ鐵道ノ經過セサルトナランニ旧街道ハ之ヲ奈何スヘキ乎依然之ヲ官道トナシ置カンニハ修理保全ノ費用ハ鐵道線路以外ニ要スル所ニシテ贅費ニ属スルノ觀アリ然レバトテ費用ヲ吝ミ一朝ニシテ官道ヲ廢スルトセン乎沿道民人ノ忽チニシテ闇夜燈ヲ失フノ思ヲナスニ至ルヘキコト言ヲ待タサルナリ若シ線路ヲシテ旧街道ニ由ラシメンニハ如此ノ不便ハ忽チニシテ之ヲ除クヲ得ヘキナリ東海道鐵道一タビ各宿駅ニ敷設ス



ルヲトナリテ行政ノ都合凡百ノ便利立トコロニ挙ラン  
以上ノ四要点ハ是レ某等ノ東海道鐵道線路ヲシテ各宿駅筋ニ出テ  
シメントコトヲ希望スルノ理由タリ思フニ朝野活眼ノ士ハ夙ニ此点  
ニ関シ疑議ヲ抱ク者アル可ラサルヲト被存候処或ル論者ハ某等ノ  
希望スル所ニ反シ静岡ヨリ浜松ニ達スルノ線路ヲシテ南海岸ニ出  
デシメント欲スル由ニ御坐候試ニ其言フ所ヲ承候ニ只タ惟タ海岸  
ニ線路ヲ通ズルハ敷設容易ニシテ宿駅筋ハ之ニ反ストスルニ過キ  
ス依リテ其言果シテ信然ナル乎否ヲ討究仕候ニ某等ノ見ル処ニテ  
ハ未タ曾テ斯ク淡泊ナル断定ヲ下シ易カラサル儀ト奉存候 蓋シ  
静岡ヲ發シテ西上スルノ旅客眸ヲ定メテ前程ヲ看渡セハ即チ宇都  
ノ谷及小夜中山ノ險峻ヲ見テ先ツ歎声ヲ發セサルハナシ而シテ  
シテ路ヲ海岸ニ取ルトキハ茅跬履之破ル所皆之レ平易ノ坦道ニ非  
サルヲナキナリ於是乎鐵道ヲ敷設スルノ考案ヲ敷クニ当リテモ必  
ス先ツ線路ヲ海岸ニ取ルノ考案ヲ出スモノアル決シテ怪ムニ足ラ  
サルナリ然レトモ某等ハ思フ此ノ千載ノ一時ニ会シ万世ノ大計ヲ  
定メントスル者焉ンゾ亦如此キ速了ノ断定ヲナシテ止ム可ケン哉  
必スヤ須ラク沿道里程ヲ調査シ之ヲ鐵道敷設ノ常則ニ照シテ其ノ  
何レノ道路力果シテ工事ヲ起スニ便利ナル乎ヲ見極ハメサル可ラ  
サルナリ某等素トヨリ工事ノ学ニ暗ク鐵道ノ業ニ曉トル所アラズ  
鐵道線路ノ敷設ニ関シテ如何ナル測量ヲナシ果シテ有益ナル結果  
ヲ得ヘキ哉ハ了知スル所ニ非サレトモ凡俗ノ平眼ヲ以テ之ヲ看ル  
トキハ海岸道路決シテ論者ノ言フカ如ク平易ナルニ非ズシテ宇都  
ノ谷ト小夜中山トハ多少之ヲ避クルノ工夫之ナシトス可ラサルニ  
似タリ先ツ海岸沿道ノ困難ヲ具陳センニ石部村ヨリ浜当目村ニ至  
ルノ間ハ有名ナル大崩ノ險峻ニシテ千層ノ絶壁嵯峨トシテ万頃ノ  
茫洋ニ臨ム此ノ嵯峨タル絶壁ハ概ネ是レ石灰石ニシテ猛風一陣暴  
雨ヲ吹キ来タルトキハ則チ非常ノ圧力ヲ以テ崩壊ス之ニ沿フテ鉄  
道ヲ敷設スルヲ容易ノ業ニハ非サルヘシ浜当目ヨリ城之越ヲ經且  
ツ川尻ヨリ相良ニ至ルノ途上ハ皆是砂礫ヲ以テ充タシ相良ヨリ横  
須賀ニ出ツルノ道路ハ概ネ是レ砂漠ニ沿ヒ敷設ノ際ニ困難ヲ覺フ

ルノミナラズシテ敷設ノ後動モスレバ風伯ノ襲来ニ遭ヒ砂塵ノ擾  
ス所トナリテ線路ノ保存モ亦頗ル苦シムモノアルヘキナリ而シテ  
此ノ沿道中大井河ノ水幅之ヲ某等ガ後段ニ詳述スル所ノ線路ニ比  
スレバ殆ント百間ヲ倍スニ至ルヘク架渡ノ費用誠ニ些小ニ非サル  
ナリ是レ尚之ヲ措クトスルモ横須賀ヨリ西シテ中泉或ハ掛塚ニ至  
ルノ途上ハ盡ク是レ泥土ニ非サルハナシ就中浅羽惡水ノ地方ハ盡  
ク沼沢タリ地底ハ盡ク葭菰ニシテ其質ハ馬糞ノ如シ試ミニ手ヲ放  
テ之ヲ振ヘハ揺々十四五間ニ響応ス且又今之浦水面ト福田海岸ノ  
塩田トハ水準高數ヲ同フスルヲ以テ怒濤烈シキトキハ波浪深ク入  
リテ一面水波漲ラズト云フナシ之ヲ防カントスルニハ必スヤ巨  
大ノ堤防ヲ築カサル可ラズ而シテ巨大ノ堤防ヲ築カン乎霖雨洪水  
ヲ洩スニ当リテハ堤防以北ハ遁ルニ由ナキノ水害ヲ受クルニ至  
ラントス某等之ヲ思フニ悚然トシテ震恐スル所ナクンバアラサル  
ナリ依是觀之海岸ニ線路ヲ敷設スルヲ蓋シ容易ノ業ニ非スト云テ  
不可ナカルヘシ

然リ而シテ宇都ノ谷ト小夜中山トハ到底之ヲ避クヘキニ非サル乎  
某等思フニ然ラサルヘシ請フ之ヲ陳述セン宇都ノ谷南当目山ノ北  
ニ恰当ナル溪路アリ里俗ニ所謂薦ノ細道是レナリ宇都谷ノ東端ヨ  
リ此ノ溪路ニ沿ヒ岡部宿南端ヲ過キ藤枝宿ノ東端ニ出ルヲ得ヘ  
キナリ若シ夫レ小夜中山ヲ通スルノ便路ハ之ヲ求ムル實ニ容易ナ  
ラス某等百方之ヲ苦慮スルヲ日アリ頃日自カラ山脈ヲ跋涉シテ実  
測セシニ島田宿ヨリ日坂宿ニ至ルノ間ニ大ニ便利ナル線路ノ程ヲ  
發見スルヲ得タリ即チ島田宿ト道悦島村トノ間ヨリ白岩寺山ノ端  
ヲ過キ向谷迄直径ニ線路ヲ通シ向谷ヨリ大井河ヲ渡リ島村堤防ノ  
央ニ出テ大代川ヲ渡リ番生寺村ノ内字天保出シヲ經テ志戸呂村ノ  
内字谷北ニ至ルノ間ハ絶ヘテ山脈アルヲナシ谷北ヨリ西シテ小鮎  
川ニ到ルノ間牧之原ヲ挿ムヲ凡ソ馬踏二十間敷キ五丁計リノ道ヲ  
隧道トナシ小鮎川ヨリシテ再ヒ豁路ヲ大鹿村ニ取り道錢請取所ノ  
裏ニ出テ弘道仙人ノ瀧ノ辺ヨリ馬背越ヲ穿ツテ隧道ヲ造ルヲ凡ソ  
八丁ニシテ今日ノ車道ニ出テ沿フテ日坂宿ニ至ルヲトセハ沿道山

脈ノ隧道ヲ穿ツヘキ個処ハ僅々二ヶ所ニシテ其間數モ亦八百間ニ上ラズ而シテ此ノ沿道ノ里程白岩寺山ヨリ日坂宿ニ至ルマテ凡ソ式里半ナリ思フニ若シ此ノ線路ニシテ果シテ予想ノ如ク実行シ得ベキモノナリトセン乎世人ノ疑難ハ忽チニシテ氷拆シ宿駅筋ノ線路敢テ巨大ノ困難ヲ冒サズシテ可ナラン歟是ヨリ西多少ノ困難ヲ見ルニ至ルヘキハ見附宿最寄ナリ然レトモ之ヲ避クルノ方亦決シテ得可ラサルニ非サルナリ某等思フニ三日野坂ノ右側ヨリ桃山ニ傍フテ磐田原ニ上リ見附宿ノ裏ヲ迂回シテ一言坂ニ出テ池田村ヲ経テ天龍川ヲ渡ルコトトナセバ啻ニ困難ヲ避クルノ容易ナルノミナラズ亦以テ天龍河ノ水幅式百間ヲ減少スルヲ得ン某等又更ニ眸ヲ翻シテ広く静岡宿ヨリ浜松宿ニ至ルノ地方ヲ觀察スルトキハ一大便路ノ某等ノ前ニ現出シ来ルモノアルヲ見ルナリ之ヲ駿河国大崩ヨリ遠江国浜松宿ニ至ルノ一直線路トナス之ヲ細説センニ大崩陸軍三角測点可葉師山三角測点一言坂三角測点浜松三角測點等ヲ連貫スルノ線路ニシテ途上藤枝島田金谷日坂掛川等ヲ距ルヲ常ニ

※空白 丁ノ南ニ当リ見附ヲ距ルヲ

※空白 丁ノ北ニ在リ其間金谷ヨリ菊川村に出ツルノ隧道（凡ソ十二丁）及ヒ菊川村ヨリ海老名村ニ至ルノ隧道（凡ソ十丁）ヲ合シテ二十二丁計リノ開鑿事業ヲ除キテハ道途平坦絶ヘテ工事ノ困難ヲ見ル可ラサルナリ

一種ノ反對論者ハ言ヲナシテ曰ク鉄道線路ニシテ宿駅筋ヲ通過スルヲアランニハ旅店人力車營業ノ者ヲ始メ駅伝民人ハ挙ケテ其職ヲ失フノ不幸ニ沈淪セント是抑モ管見ナリ蓋シ惟ルニ邦国文明ノ進歩スルニ当リ某々少數ノ營業者ハ時々其職ヲ失フニ至ルヲ亦止ム可ラサルノ數ナリ鉄道敷設アルニ際シ駅伝ノ民人ヤ蓋シ多クハ其職ヲ失フノ不幸ニ陷ルノ現状ヲ呈スルニ至ランヲ某等之ヲ知ル然レトモ試ニ思ヘ今日ノ東海道ハ是レ封建時代ノ遺物ナリ到底之ヲ永遠ニ維持シ得可キニ非サルナリ然リ而シテ今日駅伝民人ハ此ノ封建ノ遺物ニ頼リテ其生ヲ保ツ者タルヲ以テ到底駅伝ニ由リテ其ノ生活ヲ永遠ニ維持スルコト固トヨリ難シト云フヘシ然レバ則チ此等駅伝民人ヲシテ大ニ覺ル所アリ将来ニ其生計ヲ定メシメン

トスルニハ今日ヲ以テ誠ニ適當ノ時期トナス今夫レ鐵道線路海岸ニ沿ハスシテ宿駅筋ニ由ルヲトナラン乎則チ駅伝民人ハ此ノ機會ヲ以テ鐵道工事ノ為メニ其利ヲ受クルヲ決シテ些小ニ非サルヘシ之ヲ聞ク神奈川ヨリ半田ニ至ルノ線路里程ノ予算凡ソ一百里ナリト一百里ニ充ツルニ一千万円ヲ以テス壹里平均十萬円ノ工費ヲ要スルヲナラン此ノ一里十萬円ノ工費ハ或ハ旅店車夫ノ受クル所トナリ車夫小民ノ臨時役ニ就ク者ノ受クル所トナル而シテ之ヲ受クルニ当リ宿駅筋ニ在リテ居ナカラ之ヲ受クルト数里ヲ隔テ役ニ海岸ニ就イテ之ヲ享クルトハ其ノ利害ノ判ルゝ所亦些小ナラサルヲ知ル思フニ今日ノ好機會ニ当リ此等駅伝民人ヲシテ職ヲ轉スルノ資本ヲ得セシムルヲハ誠ニ急務中ノ急務タリ資本ヲ得タルノ後ハ職業ヲ轉スルノ間暇アリ富裕者ハ此機會ヲ利用シテ大ニ此等民人ヲ使用シテ工業製産ノ場ヲ開クヲトナランニハ其ノ邦家經濟ニ益スル所ヤ大ナルモノアラントスルナリ加之某等ノ見ル所ヲ以テスレバ駅伝民人仮令ヒ其職ヲ失フヲ止ムヲ得サルモノトナシ其ノ職ヲ失フノ遲速ヲ勘考スルトキハ宿駅筋線路ハ遲緩ニシテ海岸筋線路ハ迅速ナルノ差異アラントス蓋シ線路宿駅筋ニ由ルトキハ各宿駅ノ停車場辺ニハ物産ヲ運輸スル者往キ人間ノ往来スル者往クヲ以テ旅店ニ宿スル者アリ車夫ヲ役スル者アリ一駅伝ノ民人尚ホ其職業ヲ保ツ者アラント雖モ線路宿駅筋ヲ通過セサルニ於テハ物産ノ運輸漸ク止ミ人間ノ往来漸ク減シ鐵道ノ敷設ト共ニ駅伝民人ヲメニ一朝其職ヲ失フニ至ランヲ亦疑フ可ラサルナリ依是觀之一種ノ論者ガ鐵道線路宿駅筋ニ出ツルヲ見テ為メニ駅伝民人ノ苦源ヲ開クトナスモノハ事實ニ於テ大ニ違フ所アルヲ發見シ得ヘキナリ以上ノ陳述ハ某等カ旧街道宿駅筋ヲ認メテ適當ナル鐵道線路トナス所タリ然リ而シテ鐵道線路ノ決定タル當ニ物産運輸民人往来ノ利便ヲ見テ之ヲ判断スヘキノミナラズ亦以テ工事ノ難易ニ由リテ考案ヲ尽サズル可ラサル事ト奉存候若夫レ宇都ノ谷ト小夜中山トハ其ノ險阻ヲ避クヘキヲ某等ノ臆測スル如クナリトセン乎其ノ沿道工事ノ費用ヲ計算シテ果シテ南海岸線路ニ減スルヲ幾何ナルヘ

キ哉若夫レ宇都谷ト小夜中山トハ到底避ケ得可ラサルモノナリト  
セン乎其ノ陰阻ヲ冒シテ進ムノ困難ト困難ニ伴フノ贅用トハ果シ  
テ幾何ナルヘキ哉某等素ト工事ノ実測ニ暗シ予メ之ヲ確言シテ閣  
下ニ具伸スルヲ能ハス斯ヲ以テ某等ノ閣下ニ請フ所ハ以上某等ノ  
意見ヲ聴納シ採リテ以テ之ヲ其筋ニ奏達シ鉄道技師ヲ派遣シテ宿  
駅筋ノ実測ヲ精密ニシ兼テ又内務大蔵農商務省ノ吏員ヲ派遣シテ  
沿道地方物産民人ノ景状ヲ糺シ以テ仔細ニ海岸筋トノ便否ヲ詳報  
セラレンコトヲ冀望スルニ堪エサルナリ窃カニ案スルニ我カ政府  
カ曩キニ中山道鉄道ヲ変シテ東海道鉄道トナサルモノハ鉄道局  
ノ工事駸々トシテ大ニ進ミ今ヤ將ニ中山道鉄道ノ中部ニ着手セン  
トスルニ先チ其實測ヲ■リ困難異常ナルモノアルカ為メ之ヲ東海  
道ニ移サレタルナリ工事实測ノ忽セニス可ラサルヤ如此ク其レ明  
カナリ仄ニ聞ク我政府線路ヲ海岸ニ敷設セントシ其實測ヲ遂ケラ  
レタリト其レ然ラン而シテ我カ宿駅筋ニ至テハ未タ之カ実測ヲ遂  
ケラレサルニ似タリ宿駅筋ノ実測十分ニ成効ヲ告ゲ之ヲ南海岸ニ  
於ケルノ実測ト比較シテ工事ノ困難ナル誠ニ意想ノ外ニ出テ且ツ  
内務大蔵農商務ノ諸省当局者モ亦宿駅筋鉄道ヲ以テ此ノ意想ノ外  
ニ出ツルノ困難ヲ償フニ足ラズトセラルヽニ於テハ某等復タ殊更  
ニ呶々仕候次第無御座候某等未タ鉄道技師ノ宿駅筋ニ派遣セラレ  
タルヲ承リ不申況ンヤ彼ノ内務大蔵農商務ノ諸当局吏員ニ於テヲ  
ヤ是レ某等ノ切ニ其筋ノ実測ヲ希望シテ止マサル所以ニ御座候  
惟ルニ我邦開国ノ期運方サニ切迫シ内部ニ外人ノ進歩ヲ提  
撕スルノ事はレ急務タリ閣下今県知事トシテ職ニ岳南牧民ノ事ニ  
従フ誠ニ能ク某等ノ意見ヲ聴納シテ奏達ヲ計ルコトアランニハ其  
慶ニ頼ル者豈啻某等ノミナラン哉静岡岡県三州ノ民生挙テ閣下ノ本  
県代表ノ任ヲ全フセラルヽノ令徳ヲ感戴シテ之ヲ我カ子々孫々ニ  
伝フニ至ラントス是レ某等斧鉞ノ罪ヲ忘レテ閣下ニ上申スル所以  
ニ御座候頓首再拜

各 有 志 者

鷹云 明治廿一年六月三十日掛川停車場ニ付承諾書ニ調印したる扣書  
あり

大井河の疎水計画に付ては千三郎君夙に佐野城東磐田榛原四郡の水利に着眼せられ、明治二十年前より巨額の私費を投して之か調査を行ひたり。即ち榛原郡神尾村地蔵峠の北に於て、大井河の水を分派して隧道を穿ちて、地蔵峠の南に出し、大井西岸の山腹に沿ひ、水橋を架して大代川を渡り、尚山腹に沿ふて志戸呂村菅沢に至り、夫れより隧道を穿ちて菊川の谷に通し、此処にて二方に分水し、一條は深谷村に引入れ、城東郡の東部を灌漑し、佐倉村に至りて海に注く。他の一條は矢坪沢を経て隧道を穿ち佐野郡海老名に通し、再び兩分して一は伊達方村に出し、千羽五明の各村を経て原谷川に注かしめ、一は西方に通し、鉄道を越えて城東郡の西部諸村を灌漑し沖ノ洲に至りて海に入るべく、総延長二十七万三千七百七十一尺余、工費概算四十万円の厖大なる設計を為せり。斯かる大企画は先代未聞の大計画にして、君の素志貫徹せしならんには、四郡民永久の福祉は蓋し幾何なりし歟測り知るべからず。

左に家蔵の出願書類及計画説明書を録して後考に資せん。

(※朱書で) (鷹云 説明書を本項に附すへきも便宜別冊とす)

庶第六十五号

客年十二月疎水工事測量之義出願之处指令済ニ付御廻送及候條御承知之上留り役場ヨリ願人共下附相成度此段及御照会候也

佐野郡掛川宿外四ヶ町村

明治二十一年一月廿六日 戸長役場

城東郡猿渡村外四ヶ村戸長役場

同郡池新田村外五ヶ村戸長役場

佐野郡南西鄉村外八ヶ村戸長役場

御 中

疎水工事測量之儀に付願

本県榛原郡横岡新田ヨリ大井川流水ヲ分流セシメ之ヲ金谷駅鉄道線路ニ沿ヒ菊川ニ合流シ城東郡ニ灌漑セシムル為メ先般測量之儀出願候処御聞届之上本県技手ヲ以テ金谷駅迄ノ分測量済ニ相成候処尚又今般金谷以西及城東郡一般灌漑之地測量ノ為工科大学生ヲ聘シ着手仕度就而者測量上該地方所在ノ竹木等障礙ヲ為ス者ハ之ヲ伐採シ或ハ除去致シ其損害ハ願人共ニ於テ弁償可仕候間此段御許可被成下度御聞届ノ上ハ該地方一般へ右之趣御庁ヨリ御達被置度処此段併テ奉願候也

遠江国佐野郡南西郷八拾七番地平民

山崎千三郎印

山崎徳次郎印

同国同郡掛川宿五百七拾五番地平民

松本義一郎印

同国同郡同宿百四拾番地平民

鳥井半次郎印

同国同郡上張村四拾九番地平民農

河井重蔵印

同国城東郡丹野村三拾四番地

三橋四郎次印

同国同郡池新村百七拾八番地平民

丸尾文六

静岡県知事関口隆吉殿

前書之通願出ニ付進達候也

城東郡猿渡村外四ヶ村戸長 外岡啓治郎印

同郡池新村外五ヶ村戸長 縣 一郎作印

佐野郡南西鄉村外八ヶ村戸長 山内鍵太郎印

佐野郡掛川宿外四ヶ村戸長 宮重銈治郎印

庶第六千百九十五号

申出之趣別紙之通達置候条此旨心得ヘシ

但静岡大林区署所轄林内ヲ測量ノ義ハ其筋ヘ可申出且官有樹竹  
伐採ノ義ハ相成ラズ

明治廿年十二月廿八日

静岡県知事関口隆吉

疎水測量ノ為メ官林通過之儀ニ付願

静岡県遠江国榛原郡神尾村字地蔵峠ヨリ大井川流水ヲ分流シ之ヲ  
城東郡全郡灌漑ノ工事測量之儀先般静岡県庁ヘ願出別紙之通り御  
指令相成既ニ着手仕未タ其疎水溝渠ノ線路ハ予定難仕候ヘ共榛原  
郡神尾村字道上外一字及同郡金谷宿峰村ノ両官林ハ該測量ノ線路  
ニ相当シ既ニ民有地線路ニ該当スル場所ハ悉皆樹竹刈除候処前願  
両官林ノ部分未タ經過スル能ハズ甚タ差支候ニ付該線路ニ相当リ  
測量上不得止部分ノ樹竹刈除之儀御許可被成下度然ル上ハ相当ノ  
損害金預人ニ於テ上納可仕本件ノ事業タル公益上ノ儀ニ候ヘバ何  
卒特別之御詮議ヲ以テ御聞届被成下度別紙静岡県庁受授ノ書類及  
略図相添此段願上候也

遠江国佐野郡南西郷村八十七番地平民

山崎千三郎

山崎徳次郎

同国同郡掛川宿五百七拾貳番地平民

松本義一郎

同国同郡同宿老百四拾番地平民

鳥井半次郎

同国同郡上張村四拾九番地平民

河井重藏

同国城東郡丹野村三拾四番地平民

三橋四郎次



同国同郡池新田村百七拾八番地平民

丸尾 文六

右七名代

同国佐野郡掛川宿八百二十五番地士族

明治二十一年三月廿一日 中西 豪興 印

静岡大林区署長

林務官桑石茂三郎殿

遠江国榛原郡神尾村字道上道下官林 (図 省略)

遠江国榛原郡金谷宿字峰村官林 (図 省略)

達第六五号

願之趣官林ニ入り及ヒ測量上不得止柴草刈除之義ハ許可候条刈除  
之都度志太郡島田宿当庁派出所ノ審査ヲ受ケ其相当代価ヲ以テ払  
下ヲ出願スヘシ若シ払下之出願ヲ怠リタルトキハ入林ヲ停止シ且  
ツ当署ニ於テ指定スル所之代価ヲ追徴候条此旨心得ヘシ

但樹竹伐採之義ハ預メ許可ヲ受クルニアラサレバ相成ラズ  
且官林ニ対シ不都合ノ所為アルトキハ何時ニテモ入林ヲ停止セ  
ラレ若シカラサルハ勿論若シ官林ニ損害ノ生シタルトキハ当署  
之指定スル所之數ニ從ヒ其損害ヲ賠償スヘキ旨受書ヲ差出スヘ  
シ

静岡大林区署長

明治二十一年三月廿二日 林務官桑石茂三郎

己第三九一号

遠江国南西郷村山崎千三郎外六名代人

同国佐野郡掛川宿

中西 豪興

遠江国榛原郡神尾村字道上外一字二等官林

反別一町六反五畝歩之内

一下柴貳百拾貳束 但壹束ハ三尺縄

此代金貳円拾貳錢也

右払下候条別紙告知書之通り代金納入之後現品受領方志太郡島田宿当庁派出所へ可申出事

但引渡ノ日ヨリ七日間ヲ以テ伐採搬移ヲ終了スヘシ此期限後ハ残品アルモ其所有權ヲ拋棄シタルモノト見倣シ官収ス

静岡大林区署長

明治二十一年四月二日

林務官桑石茂三郎

疎水測量ノ為メ官林通過之儀ニ付願

疎水工事測量上官林通過之儀ニ付三月廿一日付ヲ以テ出願仕翌廿二日榛原郡神尾村及同郡金谷宿両官林之儀ハ御聞届ニ相成候処尚城東郡全郡灌漑之地測量致度其測量線路ハ未タ何レノ場所タルハ預定難致候得共一般灌漑地之儀ニ候ヘバ必ス官林通過之場所可有之ニ付自然線路該当ノ官林ニ差掛リ候節ハ測量上障害ヲ為ス柴草伐採之儀横須賀御派出所へ出願仕度候ヘハ預メ御達被置度此段奉願候也

遠江国佐野郡南西鄉村八十七番地平民

山崎千三郎 印

山崎徳次郎 印

同国同郡掛川宿五百七拾五番地平民

松本義一郎 印

同国同郡同宿四拾番地平民

鳥井半次郎 印

同国同郡上張村四拾九番地平民

河井重蔵 印

同国城東郡丹野村三拾四番地平民

三橋四郎次 印

同国同郡池新村七拾八番地平民

丸尾 文六 印

右七名代

同国佐野郡掛川宿八百二拾五番地士族

明治廿一年三月廿一日 中西 豪興

静岡大林区署長桑石茂三郎殿

達第八壹号

願之趣都合有之候条觀測之為メ通路ニ当ル官林三ヶ所ヲ指定シ委任状ヲ添付シ戸長奥書之上更ニ出願スヘシ

明治廿一年四月廿七日

静岡大林区署長

明治廿一年四月廿七日

林務官桑名茂三郎殿

疎水工事測量之儀ニ付追願

先般大井川流水ヲ以テ城東郡灌漑之為メ測量之儀出願御聞届相成爾来着手罷在候処尚之ヲ佐野郡ヘ分流灌漑之為メ測量仕度就而者測量上該地方所在之竹木等障礙ヲ為ス者ハ之ヲ伐採シ或ハ除去致シ其損害ハ願人共ニ於テ弁償可仕候間此段御許可被成下御聞届ノ上ハ該地方一般（大和田村原里村兩戸長役場部内ヲ除キ）右之赴御達被置度此段併テ奉願候也

遠江国佐野郡南西郷村

明治廿一年七月三十日

山崎千三郎 印

同国同郡掛川宿

山崎徳次郎 印

同国同郡上張村

松本義一郎 印

静岡県知事関口隆吉殿

鳥井半次郎 印

河井 重蔵 印

庶第三五二七号

願之趣別紙写之通り相達候條此旨心得ヘシ

但静岡大林区署所管官林内ノ測量之儀ハ所管官庁ニ出願スヘク  
且民有ニ係ル樹竹其他障碍物ハ所有者ノ承諾ヲ得ヘク其官有ニ  
係ルモノハ取調願出ヘシ

明治廿一年八月十六日

静岡県知事 関口隆吉

(別紙写)

庶第一二六三号

佐野郡 (大和田村外六ヶ村戸長役場  
及原里村外五ヶ所戸長役場) ヲ除戸長

佐野郡灌漑地測量之儀同郡南西郷村山崎千三郎外四名ヨリ出願候  
条同人等ヨリ協議有之節ハ便宜ヲ与ヘ候様各地主ヘ示論スヘシ  
但樹竹其他障害物取除候義等有之節者本文同様取計フヘシ  
明治廿一年八月十六日

静岡県知事 関口隆吉

疎水測量成績報告来会記事

一、明治廿二年一月十日掛川農学社及吸月楼ニ於テ担当技師大学  
院工学士小山友直氏測量成績ノ報告ヲ為ス臨席人姓名左之如シ

山崎千三郎

以下佐野城東郡知名ノ士集マル者六十八人(氏名略)

鷹云 明治廿一年七月二日中西豪興氏ヘ疎水測量費を渡した  
る ■ ■ アリ

此次に説明書ヲ綴ルヘキモ便宜別綴とす

千三郎君が家督を相続するや痛切に眼に映し胸を裏かしたる問  
題は数百年来因循掛川の発展せさる一事なり。其の原因は幾多の誘  
因近因あること勿論なるも、就中第一は用水か日々の飲料水を始め

田畑灌漑用水に至る迄常に不自由を感じるに不拘一朝暴雨洪水あらんか勿ち水魔は全町民人の住宅に浸入し、毎年一二回は必ず此の害に襲はるゝを常とせり。夫れか為め他郷より来て掛川に定住を望む者尠し。之を改良匡救せすむは永久に当地の発展を望む能はさるなり。第二は交通機関の不完全なる事はなり。而かも既往封建の時代に於ては、西国の大小名年一回参観交替の為に道を東海道に採る者は必ず掛川に宿して当地の殷賑を助けたりしも、維新後此の事絶えしは勿論、多年掛川に在城せられし太田侯も明治元年上総に移封、藩士は悉く城主に随ひて新任地に転住したれば当地は恰かも暗夜の燈火滅したるか如し。搗てゝ加へて掛川の地は四通八達の道路なくして、僅に二三里を隔つる近傍森町或は横須賀相良川崎御前崎等と雖も荷車の往復さへも容易ならず。地方の旅客産物等運輸の途なし。如何ぞ郷土の発展を望むことを得んや。若し之を救済し得へくんば巨万の貲何ぞ惜しむに足らんやと。先づ大井河疎水の計画設計を為し、次に掛川森往還の改良道路新設を企図し、路線敷地を購入して逐次改良工事に着手し漸次掛川平田に及ひ、進んで之を御前崎に延長せんとするの策を樹立し、第一次事業として掛川森間の測量設計を整へ、明治廿三年三月着手、同二十五年十二月を以て大体の工事完成を告ぐるに至れり。此の間の苦心蓋し幾何なりしことぞ。越えて明治廿八年に至り前記の道路を利用して掛川鉄道会社を創立し、日に月に往来頻繁を加ふる交通に大なる利便を与へんとし、先づ株主を募りて株式組織となし、総額五拾万円を投して輕便鉄道を敷設し大に地方文化に貢献せんとしたりしも、偶ま遠参鉄道なる競争線現はれ遂に其の筋の認可を得るに至らずして中途廃絶の止むなきに至りしこそ痛歎の極みなりき。往年の東海道本線の既定方針変更陳情を始め、大井河疎水工事の計画と云ひ今復た掛森改良道路并輕便鉄道計画何れも千三郎君か私財を惜まず一意公益の為に奔走尽力し、而かも強硬の熱意と卓越せる慧眼とは、常に大衆の尖端を走りて地方民を驚かしたる事一再ならず。二俣鉄道か爾來四十余年を経て昭和に至りて湖北線の開通を見たるか如きも、其の胚胎

する所全く此の辺に基つくを思へは、其の慧眼なりしことも亦拔群なりと云ふべし。

斯くて掛川森間道路は明治三十三年度に至り該道路の一部九百間の間を信州街道改良路線として買上に決定せられたるも、残部は依然山崎家の私有道路の如くに据置かれ、剩さへ事實は公用に供しなから、地目は失張り田畑として公課を負担せるに依り、明治三十四年五月十六日道路認定の出願をなしたりしか、其筋にては同年六月八日掛川町をして左の通り詮議相成難き旨を以て願書を却下せられたり

### 土第三〇号

掛川森間道路ノ件ニ付別冊願書提出之处右ハ私設道路ヲ公道ト為スニ付テハ夫々土木施行規則ノ制裁モ有之二付詮議相成難ク又本件ハ改良工事ニ際シ既成道路ノ買収及潰地補償金等ニ自然関係ヲ及ホス義ニ付此辺了得示諭スヘキ旨其筋ヨリ申越候条別冊返付此段申進候也

明治三十四年六月八日

掛川町長代理助役服部徳八

山崎淳一郎殿 外二名

爾来年を閲すること数年、明治四十二年六月三十日ニ至り道路開鑿の功勞に対し、小笠郡掛川町外三ヶ村周智郡飯田村組合管理小笠郡長本田龍助より謝状を贈られ、続て明治四十五年四月十八日賞勲局より金盃壹個を下賜せられたり（榮譽の章参照）

（※朱書）道路関係書を此の次に綴るへきも便宜別綴とす。

明治二十六年四月中千三郎君は一意掛川町発展の為に掛川南郷両町村合併を提唱せしが、当時民心猶未た之に伴はず、折衝数十回の後遂に分離合併二派の軋轢となり、同年十二月に至り南郷村

中下俣南西郷結縁寺の地籍を割いて掛川町に編入せられ、南郷村は上張杉谷の二大字と而已を以て村名を存続し掛川町と組合の自治体となす。

千三郎君の公職に付ては明治初年早く既に第二十区戸長を申付けられ、明治六年二月二十四日浜松県より学区取締兼務を、尚同年四月十七日同県より第三大区一小区南西郷村戸長を申付けられしも、明治六年六月十三日学区取締差免を出願す。

明治十二年三月三十一日静岡県より、佐野郡南西郷村亀甲村戸長を申付られ幾はくもなく辞す。

明治廿七年五月掛川町南郷村組合町村長に当選したりしも明治二十八年二月家事の都合を以て職を辞す。

其の外所得税調査委員を始め各種の委員議員等に挙げられしこと一再ならさりしか、元来同君は斯かる名誉的地位に恋々たるを悦はず、一意公衆の利便国利民福を祈るを以て念とせしか故に、一度は其の撰を受諾するも遂に永からずして之を辞す。

明治二十九年五月廿三日千三郎君不図病を得就床、町内三到堂鈴木康平氏の診察治療を受け、一進一退四十余日なりしも、薬石効なく復た起つ能はず。遂に七月四日午後四時三十分溘焉として逝く。享年四十有二歳。此の仁をして常人の寿を保たしめは、必ずや天下国家民人を利すること鮮少なからざるへきに、寔に惜しむべきなりと郷党痛惜せざる者なかりき。即ち謙山有光居士と諡し徳雲寺内先塋の域に葬る。千三郎君磐田郡龍山村瀬尻天野氏を娶り五男三女を挙く。長子淳一郎君家を継ぐ。

妻しん子は慶応元年六月二日磐田郡龍山村瀬尻天野倭三郎二女

として生れ、明治十四年八月千三郎君に嫁き、貞淑能く舅姑に仕へて内助の功顕著なるものあり。明治三十四年二月日本赤十字社々員増募の期に当り、率先婦人社員として同社に入社し、家庭に在りては専ら子女教養に専念せしか、是より先明治二十九年七月不図夫君長逝の不幸に遭ひ、罔極の悲嘆止め難き中に焦心戮力子女の教養、婢僕の指揮に至る迄懇切周到以て家庭を支へ、大正四年隣村西南郷村に於て歓老会を組織せし時の如き進んで名誉会員となり、嘗て総会に出席して高齢者の歓待に当りしか如き奇特の行為鮮からず。由来西南郷村には多数の小作地を有せしかは、高齢者中には地子も数多あり。地親の奥儀の顔を知る者なし。然るに当日臨席して直接に高齢者を労はり慰安の言葉を聴くを得て感激し感涙を催す者なとあり。列席の村内名誉職の人々満足せざる者なかりき。斯の如く婦女の亀鑑たりしに偶ま病を得昭和二年四月十一日遂に歿す。履道有明大姉と諡し徳雲寺内夫君の傍に葬る。嗚呼。

（続）